

令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金交付要領

1. 事業の目的

本事業は、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者、小規模事業者又は個人事業主（以下「法人等」という。）が主体となって、特産品の開発及び改良、ふるさと納税返礼品の新規開発等に要する経費に対し、予算の範囲内において令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

2. この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 特産品

牟岐町の産品を用いて加工又は製造され、牟岐町の魅力を発信することができる農林水産加工品、工芸品、製造品等をいう。

(2) ふるさと納税返礼品

町から承認を受けた牟岐町ふるさと応援寄附金の返礼品をいう。主として町内で生産された原材料を加工したもの又は町内で製造し、若しくは加工した商品であって、本町の魅力の発信に資するものとして町長が認め、かつ、総務省が定めるふるさと納税返礼品の基準を満たすものであること。

3. 事業の内容

補助金の対象となる事業は、補助対象者が主体となって特産品の開発及び改良、ふるさと納税返礼品の新規開発等の取り組みであって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業実施期間内に特産品として販売を開始する又はふるさと納税返礼品に登録する見込みや意思があること。
- (2) 事業に必要な資格や許可を有し、または取得する見込みであり、特産品等を自ら製造・加工、販売すること。
- (3) 町内外で実施され、効果が見込まれる事業
- (4) 他の補助事業制度等で補助金を受けていない事業
- (5) 1法人等につき、1回限りとする。

4. 事業実施期間

事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月29日までとする。ただし、対象経費は補助金の交付の決定があった日以降に実施（納品及び支払い）したものも対象となる。

5. 補助対象者

補助対象者は、牟岐町内に本社又は事業所を置く法人等で次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 今後も町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと
- (3) 町税等の滞納がないこと。

6. 補助金交付の要件

(1) 補助率及び補助金交付額

補助率は、補助対象経費の2/3以内とする。なお、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。補助金交付額等は下表のとおりとする。

事業実施場所	町内に本社を有する町内事業所	町内に本社を有する町外事業所 町外に本社を有する町内事業所
補助金交付額	補助金交付額の上限は25万円とする。	補助金交付額の上限は15万円とする。

(2) 補助金の支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払いとする。

(3) 補助金の支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書に基づき、原則として現地調査等を行い、支払額を確定する。

補助金支払額は、補助対象経費のうち支出を要した費用の合計額に補助率(2/3)を乗じた額であり、かつ、交付決定額の範囲内とする。

また、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類について、支出額の妥当性等厳格に審査し、本事業の条件を満たさない経費については、補助額の対象外とする。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和5年6月19日（月）

締 切 日：令和5年7月31日（月） 17時必着

(2) 応募書類

表1で定める書類を提出してください。必要に応じて追加資料の提出を求め

ることがある。

(3) 応募書類の提出先及び問合せ先

〒775-8570 牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町役場 産業課

電話番号 0884-72-3419

8. 審査・採択等

1次審査（書類審査）

(1) 審査方法

応募書類に基づき、審査委員会において審査する。なお、審査は非公開で行うものとする。

(2) 1次審査結果の通知及び2次審査について

1次審査結果及び2次審査案内については、申請者あてに通知する。

2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

(1) 審査方法

ヒアリング（聞き取り）を中心に2次審査（令和5年8月中旬頃に予定しています。）をする。なお、審査は非公開で行うものとする。

また、2次審査に出席いただけない場合は、採択されない場合がある。

(2) 審査結果の通知及び公表について

2次審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請者あてに通知する。採択者には、別途、交付決定通知書を送付しますので、その後、事業開始となる。

(3) その他

採択された場合であっても、予算の都合等により補助金交付申請額に記載された補助金が減額される場合がある。また、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

9. 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

費目	対象経費の内容
機械装置等費 (設備備品購入費)	新たな取り組みで必要な設備備品の購入など当該経費の支出が本事業に合致し、かつ、継続した使用が確実な場合に限る。ただし、汎用性があり目的外使用になるものは除く。
専門家謝礼	事業遂行に必要な指導・助言を受けるための専門家等への謝礼
専門家旅費	事業遂行に必要な指導・助言を受けるための専門家等への旅費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発のための費用など
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、町長が適当と認める経費

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ①補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行うものとする。本事業において補助対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって支払金額等が確認できるものに限るものとする。
- ②1件10万円(税抜き)を超えて物品を購入する場合は、複数見積もりにより購入するものとする。
- ③以下の経費は、補助対象とならないものとする。
 - ・補助事業者及び従業員、役員への人件費や報酬
 - ・事務所等に係る家賃や水道光熱費等
 - ・飲食、娯楽、接待の費用
 - ・不動産の購入費等
 - ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(3) 補助対象経費からの消費税の除外について

補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である事業者
- ④課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除額確定後の返還を選択する補助事業者

(4) 財産の処分の制限について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、町長が定める期間を経過したものは、この限りではないものとする。

10. 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に町長の承認を得なければならないものとする。
- (2) 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月29日のいずれか早い日までに実績報告書を作成し、町長に提出しなければならないものとする。
- (3) 補助事業に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保管しなければならないものとする。
- (4) 事業実施期間内に特産品として販売を開始する又はふるさと納税返礼品に登録するように努めなければならない。試作品等を製作しないなど、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがある。

11. その他

- (1) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費において、帳簿類の確認ができない場合には、当該確認できない金額は補助対象外となるものとする。
- (2) 補助事業者が令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金交付要綱等に違反する行為等をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を

行うことがある。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合や要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがある。

(3) 本補助金は雑収入として計上し、償却資産となるものは税務上の制度に基づき、申告してください。

表1：応募書類

応募書類及び提出部数（各1部）
補助金交付申請書（様式第1号）
添付資料
（1）事業計画書（別紙1）
（2）収支予算書（別紙2）
（3）誓約書（別紙3）
（4）特産品開発等に係る施設の許認可の写し
（5）定款等の写し
（6）会社等の内容が分かる書類（パンフレットなど）

附 則

この要領は、令和5年6月16日から施行する。

様式第1号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 令和5年度 牟岐町特産品開発支援事業

2 申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書 (別紙1)
- (2) 収支予算書 (別紙2)
- (3) 誓約書 (別紙3)
- (4) 特産品開発等に係る施設の許認可の写し
- (5) 定款等の写し
- (6) 会社等の内容が分かる書類 (パンフレットなど)

(別紙1)

令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金
事業計画書

1. 申請者概要

本社又は本店の住所	
法人名等	
代表者氏名	
主たる業種	
資本金	円
従業員数	全体 _____人 内、町内事業所 _____人
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 事業内容等

事業実施場所	*事業を実施する施設名及び住所をご記入ください。
現 状	
事業の目的	*補助金を使って取り組む目的を具体的にご記入ください。
事業の内容	*補助金を使って取り組む内容を具体的にご記入ください。
本事業における成果	*事業を実施することによって得られる成果をご記入ください。

<p>将来に向けたビジョン</p>	<p>*事業完了後、3年程度の将来ビジョンをご記入ください。</p>
<p>特産品開発スケジュール</p>	<p>*特産品開発着工から完了までのスケジュールを月ごとにご記入ください。</p>
<p>事業実施期間（予定）</p>	<p>令和5年 月 日～令和5年 月 日</p>
<p>他の補助金等への申請状況</p>	<p>有 ・ 無 注2</p>
<p>非課税事業者の別</p>	<p>課税事業者・ 非課税事業者（ ）注3</p>

注1：必要に応じて、記入欄を増やしても差し支えありません。

注2：有無のどちらかに○印を記入してください。

注3：課税事業者、非課税事業者について、以下の中から補助事業者に該当する番号を記載してください。

- ①消費税法における納税義務者とならない事業者 ②免税事業者
 ③簡易課税事業者 ④消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

3. 目指す特産品（又はふるさと納税返礼品）の現状分析

商品・製品名等	* 目指す商品・製品等の名称を記入してください。（仮称も可）
---------	--------------------------------

現状分析
<input type="checkbox"/> マーケット <input type="checkbox"/> ニーズ



目指す商品・製品等
<input type="checkbox"/> ターゲット <input type="checkbox"/> 目標（販売額や販売数量など） <input type="checkbox"/> 商品・製品等の概要及び内容

(別紙2)

収支予算書

法人名等： _____

1. 収入の部

項 目	予算額 (円)	説 明
当補助金 自己資金 金融機関からの借入金		
合 計		

2. 支出の部

項 目	予算額 (円)	説 明
合 計		

*積算の根拠書類（見積書やカタログなど）を添付してください。

*実績報告書作成の際は、1件10万円（税抜き）を超えて物品を購入する場合は、複数見積もりの添付が必要となります。

*項目は適宜、修正してください。

(別紙3)

誓約書

1. 今後も町内で事業を継続する意思があります。
2. 牟岐町税条例に定める町税等の滞納はありません。
3. 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体ではありません。
4. 令和5年度牟岐町特産品開発支援事業補助金交付要綱等に違反する行為等をした場合には、補助金の交付取消・返還することに異議はありません。
5. 他の補助事業制度等で補助金を受けていない事業に間違いありません。
6. 申請内容について牟岐町から問い合わせや現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は誠実にこれに応じます。また、補助対象者要件の確認のため、牟岐町が保有する申請者にかかる町税情報等を利用することに同意します。
7. 申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合は、補助金の全額を返還します。
8. 本補助金の交付を受けた場合に、牟岐町が町のホームページ等で申請者の社名及び所在地を公表することに同意します。

上記のとおりであることを誓約します。

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

印